

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 社会福祉施設経営指導費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 健康福祉政策課 社会福祉法人監査係 電話番号：058-272-1111 (内 2512)

E-mail：c11221@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,360千円 (前年度予算額：1,360千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,360	0	0	0	0	0	0	0	1,360
要求額	1,360	0	0	0	0	0	0	0	1,360
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等を目指して各法人が行う社会福祉施設の運営に関し、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的とする。

(2) 事業内容

上記目的を達成するために、岐阜県社会福祉協議会が実施する①社会福祉施設の運営に関する相談事業、②職員に対する会計等の研修事業に対し補助を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

10/10 (上限：知事が必要と認める額)

県下の社会福祉施設の質的向上を図るためのものであり、県の負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,360	交付先：岐阜県社会福祉協議会
合計	1,360	

決定額の考え方

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	社会福祉施設経営指導費補助金
補助事業者（団体）	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 （理由） 岐阜県社会福祉協議会は「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」を行うことを目的とし、県下の全市町村社会福祉協議会、さらに介護、障がい、保育等の各種社会福祉事業を実施する法人が多く参加する中核的な団体であるため。
補助事業の概要	（目的） 社会福祉施設の施設運営全般の質的向上 （内容） 岐阜県社会福祉協議会が実施する社会福祉施設の運営に関する相談事業、職員に対する会計等の研修事業に対する補助
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） 10/10 上限：知事が必要と認める額 （理由） 県下の社会福祉施設の質的向上に資することを目的とする事業であるため
補助効果	相談事業及び研修事業を通じて、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上が期待できる
終期の設定	終期 令和4年度

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

相談事業及び研修事業により、社会福祉法人・社会福祉施設における雇用管理の改善、人材育成、経営体制の強化が図られ、県民に対する福祉サービスが安定的かつ継続的に提供される体制が構築される。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H31年度末)	目標 (R2年度末)	目標 (終期)
① 研修事業の開催	5回	5回	5回
②			

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	1,274 千円	1,196 千円	1,305 千円	(予算額) 1,360 千円	(要求額) 1,360 千円
指標①目標	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回
指標①実績	5 回	5 回	5 回	(推計値) 5 回	(推計値) 5 回
指標①達成率	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事業 専門的な知識と経験を有する経営指導員 7 名を配置し、計 48 件の相談に対応した。 ・ 研修事業 法人職員を対象に会計及び労務に関する研修会を 5 回開催し、延 347 人が受講した。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成 29 年 4 月の改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人制度が大幅に見直され、各法人は改正法に基づく運営体制を確保する必要がある。 また、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、労働環境・処遇の改善に取り組む必要もあり、相談・研修事業に対する需要は高い。
--

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い △ : 必要性が低い 	
(評価)	法改正への対応や労働環境・処遇の改善への取り組みに当たっては、専門家による相談支援体制は必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	相談事業、研修事業とも多くの法人に利用されており、成果が得られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている △ : 向上の余地がある 	
(評価)	社会福祉に関する様々な情報が集約される岐阜県社会福祉協議会が実施主体であることから、法人のニーズに合った研修テーマの設定等が行われている。

(事業の見直し検討)

引き続き、現状の事業体制を維持するとともに事業の周知を図り、より多くの相談受付、研修受講を目指す。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

平成 29 年の社会福祉法改正により社会福祉法人制度の大幅な見直しへの対応を図る中、福祉・介護の人材確保を図るため労働環境・処遇の改善への取り組み等が求められ、相談事業・研修事業への需要は依然として高いことから、今後も継続して本事業を実施し、福祉サービスの安定的かつ継続的に提供に繋げる必要がある。